平成２２年（フ）第９０９号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町３丁目77番地
債務者　松岡　秀樹
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１００５号
名古屋市西区五才美町46番地　五才美ハイツ201号
債務者　北森　秀雄
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３６号
名古屋市昭和区萩原町２丁目19番地
債務者　金指　哲人
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３７号
名古屋市昭和区萩原町２丁目19番地
債務者　金指　千春
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３５４号
名古屋市天白区植田山３丁目709番地の１
コーポサクマⅡ　205号
債務者　和田　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８９号
愛知県岡崎市若松東３丁目５番地１　市営若松荘４―106
債務者　大羽　由香
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
岡山県都窪郡早島町早島1637番地３
債務者　林　　了子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
岡山県笠岡市生江浜571番地４　ローズマリー106
債務者　下屋敷民男
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
岡山県総社市総社３丁目２番４号
債務者　倉田　善和
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
群馬県太田市由良町1714番地
債務者　栗原　幸子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４３８号
埼玉県新座市新座３丁目４番７―402号、旧住所埼玉県新座市東２丁目１番21号　サンアレイ２番館203号室
債務者　山本　　香
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　10号506
債務者　小野真由美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
岩手県花巻市若葉町１丁目８番５号　サンリット203号
債務者　中村　淑子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第３４号
岩手県北上市川岸４丁目８番20号　シャンポール恵103号、住民票上の住所岩手県北上市川岸４丁目10番26号　菅原住宅Ｅ棟
債務者　高橋　静子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第９１号
福島県いわき市常磐湯本町栄田８番地　大平ハイツ301、前住所福島県いわき市常磐上湯長谷町堀ノ内40番地の５　プレミール202
債務者　高野　隆男
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２６２号
さいたま市大宮区大成町１丁目312番地１関口ハイム102号
債務者　宇津和尚人
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
さいたま市岩槻区大字鹿室714番地102　ひかり荘、旧住所さいたま市見沼区大字小深作50番地１　すずらん荘７号
債務者　押切　正美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

第明治三十五種郵便物認可